

大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務 プロポーザル実施要領

令和8年6月12日

大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務委託
事業者選定プロポーザル審査委員会

1 目的

本要領は、大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務

(2) 業務内容

- ア 特定保健指導利用勧奨
- イ 特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）
- ウ 初回面接分割実施
- エ 健康機器測定イベントの開催
- オ 運動教室・栄養教室

各業務の詳細については、別に定める大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務仕様書による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 提案上限金額

10,246,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、提案上限金額のうち（2）業務内容 ア特定保健指導利用勧奨にかかる委託料については、1件あたり2,750円（消費税及び地方消費税を含む。）、イ特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）にかかる委託料については、それぞれ動機付け支援1件あたり27,500円（消費税及び地方消費税を含む。）、積極的支援1件あたり42,900円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限金額とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年6月12日(金)
質問受付期日	令和8年6月22日(月)午後1時
質問回答期日	令和8年6月24日(水)
参加申込書の提出期限	令和8年6月26日(金)午後5時
企画提案書等の提出期限	令和8年7月9日(木)午後4時
書類審査※	令和8年7月13日(月)
書類審査結果通知(電話及び書面による通知)※	令和8年7月14日(火)
プレゼンテーション審査	令和8年7月24日(金)
選定結果通知(書面による通知)	令和8年7月28日(火)
契約締結	令和8年8月上旬

※書類審査については、参加事業者が5者以上あった場合のみ行う。

4 質問及び回答

大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務プロポーザル実施要領及び大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務仕様書(以下実施要領及び仕様書という)の内容について、次のとおり、質問を受け付け回答する。

提出期限	令和8年6月22日(月)午後1時 必着
質問様式	質問票【様式10】
提出方法	持参、FAXまたは電子メールに添付して送付すること。FAX及び電子メールの場合は、件名に「大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務公募型プロポーザル質問書」と記載すること。 ※FAXまたは電子メールの場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。 ※提出期限までに到達確認が取れない場合は受け付けない。
回答期限	令和8年6月24日(水)

留意点	<p>① 回答は、本市ホームページにおいて随時公表する。</p> <p>② 質問が、参加資格の確認や企画提案に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った参加事業者に質問の主旨を確認する場合がある。</p>
-----	---

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間中でないこと。また、国や奈良県で同等の措置を受けていないこと。
- (4) 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (5) 健康・医療等に関する諸課題に精通し、他の自治体において過去5年（令和3年度以降）に特定保健指導業務についての受託実績があること。
- (6) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関としての登録を行い、特定保健指導機関番号を取得していること。
- (7) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク認証の取得事業者であること。

6 参加手続

- (1) 次に掲げる書類を提出すること。ただし、公告日時点で大和高田市競争入札参加者資格者名簿に登載されている者は、③、④の書類を不要とする。

①	<p>参加申込書【様式1】</p> <p>・印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）</p>
---	---

	<p>ただし、公告日時点で大和高田市競争入札参加者資格者名簿に登載されている者は、大和高田市に届け出ている使用印鑑を押印すること。（※以下実印を押印と記載箇所についても同様とする。）</p> <p>・委任状兼使用印鑑届【様式5】を提出する者は、その使用印鑑を押印すること。</p>
②	<p>暴力団排除に関する誓約書【様式2】</p> <p>※印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）</p>
③	<p>印鑑証明書の写し（発行後3か月以内のもの）</p> <p>※実印の印鑑証明書</p>
④	<p>法務局発行の履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）</p>
⑤	<p>事業者概要書【様式3】</p>
⑥	<p>「5 参加資格」の（7）を確認することができる書類の写し</p>
⑦	<p>法人案内・会社パンフレット等</p>
⑧	<p>業務実績【様式4】</p> <p>※他の自治体との過去5年（令和3年度以降）の実績について記入すること。</p>
⑨	<p>委任状兼使用印鑑届【様式5】</p> <p>※代表者以外の印を使用する場合のみ提出が必要。</p>

(2) 提出期限等

提出期限	令和8年6月26日（金）午後5時 必着
受付時間	午前9時から午後5時まで
提出方法	<p>持参又は郵送</p> <p>※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により提出すること。</p> <p>※持参の場合は、必ず事前に電話連絡をすること。</p>
提出部数	正本1部（上記（1）の①～⑨）、副本8部（上記（1）の⑧のみ）
留意点	① 参加申請関係書類の提出後に参加辞退する場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届【様式6】を持参又は郵送により提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 次に掲げる書類を企画提案書一式とし、A4片面（必要に応じてA3折込みも可）で提出すること。

①	<p>企画提案書（鑑）【様式7】</p> <ul style="list-style-type: none">・印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑） <p>ただし、公告日時点で大和高田市競争入札参加者資格者名簿に登載されている者は、大和高田市に届け出ている使用印鑑を押印すること。（※以下実印を押印と記載箇所についても同様とする。）</p> <ul style="list-style-type: none">・委任状兼使用印鑑届【様式5】を提出する者は、その使用印鑑を押印すること。
②	<p>企画提案書【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none">・企画提案書作成要領（別紙1）を参考にすること。
③	<p>実施体制</p> <p>ア 配置予定者一覧【様式8-1】</p> <ul style="list-style-type: none">・本業務の遂行にあたって、「総括責任者」、「特定保健指導統括者」、「業務責任者」、「業務担当者」となる者について記載すること。 <p>※「総括責任者」とは、本業務の最高責任者であって、最終決定を行う者をいう。</p> <p>※「特定保健指導統括者」は、常勤の医師、保健師または管理栄養士であること。</p> <p>※「業務責任者」とは、本業務の遂行に必要な指揮監督、進捗管理を行う者を行い、業務遂行に関して本市との連絡窓口として、必ず1名選任すること。</p> <p>※「業務担当者」とは、総括責任者・業務責任者・特定保健指導統括者以外で、本業務に一定程度主要な役割を担う者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・総括責任者・特定保健指導統括者・業務責任者が同一の者となる場合は、その旨を本様式に記載すること。 <p>イ 業務分担及び業務実施体制【様式8-2】</p> <ul style="list-style-type: none">・業務フローや実施体制を図式化する等により、担当者の配置を明示すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・研修など業務従事者への教育体制があれば記載すること。
④	<p>安全管理体制（個人情報等）【様式 9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を保護し、また、本市から提供するデータの管理に万全を期すための情報管理体制について記載すること。 ・事故や苦情などトラブル等発生時の対応策を記載すること。
⑤	<p>見積書【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積り金額の積算方法については見積書作成要領（別紙 2）を参照すること。 ・業務内容ごとの具体的な積算内訳を記載し、消費税及び地方消費税抜きで明らかにした上で、その内訳の小計に消費税及び地方消費税率（10%とする。）を乗じたものを最終的な見積額として記載すること。 ・印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑） ・委任状兼使用印鑑届【様式 5】を提出する者は、その使用印鑑を押印すること。 ・提案上限金額を超えないこと。

(2) 提出期限等

提出期限	令和 8 年 7 月 9 日（木）午後 4 時 必着
受付時間	午前 9 時から午後 4 時まで
提出方法	<p>持参又は郵送</p> <p>※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により提出すること。</p> <p>※持参の場合は、必ず事前に電話連絡をすること。</p>
提出部数	正本 1 部、副本 8 部
留意点	<p>① 副本には、社名及び社名が特定できるロゴ等は記載しないこと。</p> <p>② 企画提案書一式の提出は、参加事業者 1 者につき、1 提案とする。</p> <p>③ 提出期限後における書類等の差替え及び再提出は、認めない。ただし、審査のため必要と認められる場合には、資料の補正、差替え及び再提出を求める場合がある。</p> <p>④ 参加申込をしたにもかかわらず、提出期限までに書類の提出がなかった場合は、参加辞退したものとみなす。</p>

	⑤ 企画提案書一式の提出後、参加辞退する場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届【様式6】を持参又は郵送により提出すること。
--	--

8 契約候補者の選定方法

(1) 審査概要

- ① 書類審査、プレゼンテーション審査を大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてそれぞれ行い、総合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ② 参加事業者が1者であった場合でも審査を行う。
- ③ 各委員の評価点は100点満点とし、各委員の評価点の平均が最低基準点として定める70点に満たない場合は、選外とする。
- ④ 審査の結果、全ての参加事業者が最低基準点に満たない場合は、再度公募を行う。
- ⑤ 書類審査及びプレゼンテーション審査は、非公開とする。

(2) 書類審査

- ① 参加事業者が5者以上の場合にのみ行う。審査基準（別紙3）の評価基準項目11業務実績、12見積金額の評価点の合計点を対象とし、総合計点の高い順に最大4者をプレゼンテーション審査の対象とする。なお、4者目と同点の参加事業者が複数ある場合は、見積金額が一番低い者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- ② 審査結果については、全ての参加事業者に対し、令和8年7月14日（火）に電話にて連絡の上、書面にて通知する。

(3) プレゼンテーション審査

- ① 次のとおり実施する。

実施日	令和8年7月24日（金）
実施場所	大和高田市役所（開始時間・場所等の詳細は別途連絡）
実施時間	各参加事業者50分（プレゼンテーション30分、質疑応答20分）
実施内容	企画提案書一式、業務実績に基づくプレゼンテーション及び質疑

実施条件	<p>① 資料の追加配布は認めない。ただし、提出済みの資料を要約したものをスライド等で使用するの可とする。</p> <p>② 主たる説明は業務責任者が行うものとし、参加人数は3名以内とする。</p> <p>③ プロジェクターは本市で用意するが、プレゼンテーションに必要な機材等は参加事業者で準備すること。なお、会場の無地白壁をスクリーンとして代用使用は可とする。</p>
------	---

② 各委員は、参加事業者からの企画提案書一式、業務実績、プレゼンテーションを審査基準（別紙3）に基づいて審査を行う。

③ 全委員の総合計点の高い順に参加事業者の順位を定める。なお、複数の参加事業者において評価点の総合計点が同点のときは、委員の多数決により当該参加事業者の順位を定める。

（4） 最終審査結果の通知及び公表

提案書等の審査結果に係る通知及び公表は、次のとおりとする。

通知方法	事業者ごとに書面
通知予定日	令和8年7月28日（火）
結果の公表	<p>① 決定した受託候補者については、通知予定日に本市ホームページで公表する。</p> <p>② 審査結果及び内容に関する問い合わせ、異議等については一切受け付けない。</p>

9 契約の締結

本市は、最終審査結果により通知された受託候補者と、提案書等の記載事項に基づき、契約の交渉を行うこととする。なお、辞退又はその他の理由により受託候補者と契約の締結が困難となった場合は、次点事業者を繰り上げし、契約の交渉を行う。

10 失格事由

本プロポーザルの参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外する。

- (1) 提出した書類が本実施要領に示された内容を満たさない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 価格提案書の金額が、提案上限金額を超えている場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他審査委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

11 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 書類に用いる文字の標準サイズは、10.5ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは9ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- (3) 提出を受けた書類は、返却しない。
- (4) 提出を受けた書類等は、本市の選定に係る作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 提出を受けた書類等は、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となる。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、当該情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、委託事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とする。
- (6) 本プロポーザルに要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。

12 問合せ・書類提出先

本プロポーザルに関する問合せ、書類（質問票を含む。）の收受その他連絡調整に関する窓口は、次に記載する部署において行う。

〒 6 3 5 - 8 5 1 1

奈良県大和高田市大字大中 9 8 番地 4

大和高田市市民生活部保険年金課

電話番号：0 7 4 5 - 2 2 - 1 1 0 1（代表）

F A X 番号：0 7 4 5 - 5 2 - 2 8 0 1（代表）

電子メール：kokuho@city.yamatotakada.nara.jp

企画提案書作成要領

1 企画提案書

(1) 企画提案書の書式

- ア A4判、カラー、片面または両面印刷（片面印刷でも可）
- イ 表紙、目次、背表紙をつけること。
- ウ 書類に用いる文字の標準サイズは、10.5ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは9ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- エ 各ページの中央部にページ番号をふり、フラットファイル等で綴じること（長辺綴）
- オ 14ページ以内（表紙・背表紙を除く）にまとめること。

2 企画提案書の記載及び提案内容

記載及び提案内容について、次の順番に従って具体的に記載すること。特に、仕様書に記載していること以外で独自に工夫していることがあれば記載すること。

(1) 提案内容

- ア 特定保健指導利用勧奨
 - ・特定保健指導の利用率、実施率を向上させるための勧奨チラシ案、利用勧奨方法及びインセンティブ案
- イ 特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）
 - ・特定保健指導に利用する教材やツールの内容、初回面接から実績評価までのプログラム内容、保健指導終了後でも続けられるプログラムの提案
 - ・土曜日、日曜日、夜間の対応
 - ・利用者への途中脱落防止対策
- ウ 健康機器測定イベントの開催
 - ・健康機器測定イベントの内容案
- エ 運動教室・栄養教室
 - ・運動教室・栄養教室の内容案
- オ その他 上記以外で本事業に効果的な提案

見積書作成要領

1 見積書の作成

(1) 見積書の作成にあたっては、下記の数値で積算すること。

ア 特定保健指導利用勧奨

1 件あたり上限 2,750 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度（下半期）

特定保健指導利用勧奨実施目標（見込）数 400 件

イ 特定保健指導（動機付け・積極的支援）

動機付け支援 1 件あたり上限 27,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）、積極的支援 1 件あたり上限 42,900 円（消費税及び地方消費税を含む。）をそれぞれ上限単価として単価設定すること。

令和 8 年度（下半期）

特定保健指導実施目標（見込）数 動機付け支援 80 人 積極的支援 30 人

ウ 利用勧奨チラシの作成

① 特定保健指導利用勧奨案内

400 部

※ A4 又は A3（2 つ折り、フルカラー、片面または両面印刷）

② 健康機器測定イベント案内

2,500 部

※ A4 又は A3（2 つ折り、フルカラー、片面または両面印刷）

③ 運動教室・栄養教室案内

2,500 部

※ A4 又は A3（2 つ折り、フルカラー、片面または両面印刷）

エ 初回面接分割実施

①特定保健指導実施者 2 名を健康診査の会場に派遣

②実施日

実施回数 5 回で積算すること。

月	日	時間
9 月	2 5 日 (金)	午前 8 時 3 0 分から 1 2 時
1 0 月	1 5 日 (木)	
	1 6 日 (金)	
1 月	1 8 日 (月)	
	2 7 日 (水)	

オ 健康機器測定イベント

①実施回数は 2 回 (1 2 月・ 2 月) で積算すること。

③ 1 日あたり 5 0 人程度の参加を見込むこと。

④専門職含む 4 名以上配置すること。

カ 運動教室・栄養教室

①実施回数は 2 回 (1 月・ 3 月) で積算すること。

③ 1 回あたり 3 0 人程度の参加を見込むこと。

④専門職 2 名以上を配置すること。

審査基準

各審査の評価基準項目、評価内容及び配点は次のとおりとします。

大和高田市国民健康保険特定保健指導等業務プロポーザル審査基準

採点表

業者名 _____

評価基準項目		評価内容	配点
1	特定保健指導利用勧奨	本市特定保健指導の利用率、実施率を向上させるための勧奨チラシや利用勧奨方法、インセンティブに工夫がされているか。	15
2	特定保健指導(動機付け支援、積極的支援)	・特定保健指導に利用する教材やツールは、利用者がわかりやすく、利用しやすい工夫がされているか。 ・初回面接から実績評価まで効果的なプログラム実施が提案されているか。 ・保健指導終了後、参加者が継続して続けられるプログラムであるか。	20
3		土曜日、日曜日、夜間(19時まで)に特定保健指導を実施できるか。 (3つできる:5点、2つできる:3点、1つできる:1点)	5
4		利用者の途中脱落を防止する工夫がされているか。	5
5	健康機器測定イベント	健康イベントの実施内容に魅力があり、参加率が向上するような工夫があるか。	10
6	運動教室・栄養教室	栄養・運動教室の実施内容が食習慣、運動習慣の定着を促すような内容か。	10
7	その他	上記以外で本事業に効果的な提案をしているか。	5
8	業務実施体制	保健指導等に従事する人員構成(人数や職種)、業務分担・実施体制(担当者の配置や研修などの教育体制など)は適切か。	5
9		電話勧奨、予約受付に関する実施体制は十分なものか。	5
10	安全管理体制	個人情報の管理体制、事故発生時の対策、苦情対策は適切か。	5
11	業務実績	特定保健指導業務について、他の自治体での過去5年(令和3年度以降)の業務受託実績数1件につき1点(最大5件の5点)	5
12	見積金額	見積金額が最も低い参加事業者の見積金額÷当該参加者の見積金額×10点 ※小数点以下切り捨て	10
合計(満点)			100